

随意契約等見直し計画

平成 22 年 4 月
独立行政法人 理化学研究所

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

平成 20 年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行することとした。

	平成 20 年度実績		見直し後	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
競争性のある契約	(56.8%) 1,800	(66.6%) 57,614,388	(95.0%) 3,013	(91.5%) 79,211,664
競争入札	(49.1%) 1,556	(59.3%) 51,274,720	(91.1%) 2,889	(90.7%) 78,479,734
企画競争、公募等	(7.7%) 244	(7.3%) 6,339,669	(3.9%) 124	(0.8%) 731,930
競争性のない随意契約	(43.2%) 1,371	(33.4%) 28,914,263	(5.0%) 158	(8.5%) 7,316,987
合 計	(100%) 3,171	(100%) 86,528,651	(100%) 3,171	(100%) 86,528,651

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注 3) 見直し後の「競争入札」には「平成 20 年度限りのもの」を含む。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これらの結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実 績		件数	金額（千円）
競争性のある契約		1,800	57,614,388
	うち一者応札・一者応募	(71.2%) 1,282	(72.4%) 41,722,651

(注) 上段（ ）は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等		件数	金額（千円）
契約方式を変更せず、条件等を見直しを実施（注1）		(96.6%) 1,239	(99.7%) 41,587,699
	仕様書の変更	1,239	41,587,699
	参加条件の変更	0	0
	公告期間の見直し	0	0
	その他	1,239	41,587,699
契約方式の見直し		(3.4%) 43	(0.3%) 134,952
その他の見直し		(%) 0	(%) 0
点検の結果、見直し事項がなかったもの		(%) 0	(%) 0

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段（ ）は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

(注4) 「平成20年度限りのもの」888件を含む。

(注5) 見直し状況には、契約監視委員会による点検前に自ら改善することとしたものを含む。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検及び見直しを実施。

(2) 随意契約等の見直し

① 総合評価落札方式の導入拡大

ア 建設工事、情報システムの開発業務等技術的要素等の評価を行うことが重要であるものに係る調達に対応して、総合評価落札方式による一般競争入札を導入するべくガイドラインを策定した。

イ 総合評価落札方式による一般競争入札マニュアルの作成

総合評価落札方式による一般競争入札を支援するための業務マニュアルを作成し、仕様書の作成や評価項目・評価方法の設定等の各種入札手順を具体的に示す。(平成22年9月を目途に作成予定)

② 企画競争・公募の拡大

発注する業務に関して企画提案や技術提案を広く公募することが効果的、効率的に実施できると認められる場合については企画競争を引き続き活用するとともに、仕様要件を満たす者が一に限られることを理由として契約相手先を特定して契約を行う場合については、他の供給者の有無を公募により確認するなど競争性・透明性を確保した調達手続きを引き続き積極的に活用する。

③ 複数年度契約の拡大

経済性、業務効率性等が確保できると認められるものについて、平成20年度から複数年度契約を実施しているが、引き続きその趣旨に沿った複数年度契約を推進する。

(3) 一者応札・一者応募の見直し

① 調達情報へのアクセス性の向上

供給業者が調達内容の詳細を容易に取得できるよう、調達情報のホームページをリニューアルして、入札説明書、仕様書等をダウンロードできるよう改善した。今後、さらに供給業者に対するメール自動配信サービス機能を付加するなどして、積極的に調達情報を発信する。

② 仕様書の内容の見直し

仕様書を作成する研究者等に対して、仕様書の作成にあたっては過度な仕様の制限や特定の二者に特化した仕様にならないよう書面にて啓発を行っている。引き続き市場調査範囲の拡大を求めるなど更なる啓発に努める。

③ 入札参加要件の緩和

新規参入や参加者数の増加を図るため、仕様内容等を考慮しつつ、競争参加者に求める実績については、当該業務分野における経験を重視した技術力の確保を目的とした同種・類似分野の実績要件から、必要最小限の技術力確保を目的とした実績要件となるよう緩和に向けて検討する。

競争参加等級資格区分については、案件毎に必要な応じて広げており、今後もその方針を継続する。

④ 公告期間の確保

公告は、入札期日の前日から起算して休日を含む１０日前までに行っていたが、やむを得ない場合を除き、業務日で１０日前までに公告し十分な準備期間を確保できるよう配慮している。今後更に案件毎の特殊性も考慮しつつ、より適切な公告期間の確保に努める。

⑤ 予想される競争参加者への積極的な周知

過去の取引状況などから、供給が可能と認められる者に、公正性・公平性に留意しつつ積極的な周知を図る。

⑥ 調達情報の事前公表

競争参加者が入札等に参加するための十分な準備期間を確保できるよう、将来の調達予定情報を可能な限り早期にホームページに掲載する。

⑦ 更なる一者応札・一者応募の改善方策の検討

一者応札・一者応募の改善方策の効果を踏まえつつ、引き続き日常的な供給業者の意見等の把握に努め、必要な改善方策を検討する。

(４) その他

・入札手続きの効率化

競争参加資格については、国の有資格者を理研の有資格者とみなして、資格申請及び資格審査の効率化を図ってきており、今後も引き続き実施する。

以 上